

## 無菌調剤室共同利用を行うには

- ① 無菌調剤室の利用は、無菌調剤研修（実技・実地）を受講し、修了者名簿に登録された者に限ります。  
（別紙「無菌調剤室共同利用のための研修会について」参照）
- ② 事前に当薬局と契約を結んでいる薬局に限ります。契約を結ぶ際は、下記の書類が必要となりますので、宮崎市郡薬剤師会事務局にご連絡ください。書類の雛形等をお渡しします。

### 契約時に必要な書類

- 契約書（「個人情報取扱特記事項（別記3）」を含む）：2部
- 無菌調剤室の共同利用に関する指針：1部

以上の書類を薬剤師会事務局に持参、または郵送をお願いします。契約完了後、契約書（1部）を返送します。

- ③ 利用に係わる下記の書類は、契約を結ぶ際に改めてお渡しします。
  - いきめの社会営薬局無菌調剤内規
  - 無菌調剤室マニュアル（手順書）
  - 無菌調剤室平面図
- ④ 保健所や厚生局への届出は各薬局でお願いします。

